

第 8 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 1 月 2 4 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年1月24日(金) 午後3時54分から4時07分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- | | |
|----|---------------------------|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第4 | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | 議案第3号 土地現況証明願について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

- 事務局長 若干時間が早いのですが、皆様お集まりですので、ただいまより第8回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。
令和7年に入りまして、初めての総会でございます。本年もよろしくお願い致します。
- 会長 昨年の23日の忘年会は、暴風雪の影響でみなさん大変苦労して帰路にいたと聞いております。わたくしも例外にもれず、自宅にたどり着けず娘の家に泊まりました。後に、何人かに伺ったところ帰れなかった方もいたとのことでした。何年かに一度の大雪と忘年会の日が重なったということでことでした。
- 会長 本日は総会後に新年会が予定されております。年明けから安定した天気、前回のようないことはいいと思います。みなさんで懇親を深めたいと思ってございます。
- 会長 本日の総会は、議案第3号と少ない案件でございますが、慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
- 事務局長 ありがとうございます。
只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
- 議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
- 【日程第1 会議録署名委員の指名について】
- 議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番小島委員、1番竹内委員を指名いたします。この指名は、第8回総会開会中といたします。
- 【日程第2 会期の決定について】
- 議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
- (異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 7 年 1 月 24 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 1 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては [REDACTED]、現況地目は田、面積が [REDACTED] m²、
解約の申出は、貸主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、他の
農業者と賃貸するためでございます。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 2 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、
[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、現況地目は全
て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、貸主の [REDACTED] さん
からで、解約理由につきましては、借主と売買するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地
法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が
適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 7 年 1 月 24 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 1 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約は使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 1 月 24 日から 2028 年 1 月 23 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 2 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 1 月 24 日から 2028 年 1 月 23 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 3 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、面積が m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 1 月 24 日から 2028 年 1 月 23 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 4 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては

事務局 2025年1月24日、対価の支払期限が2025年3月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価につきましては 〇〇〇〇円、売買価格は 〇〇〇〇円で
ございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号
の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 土地現況証明願について】

議長 「日程第5 議案第3号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案1ページをご覧ください。
議案第3号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定する
ものとする。
令和7年1月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料1ページをご覧ください。
番号1番。所在につきましては、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇の計2筆、
面積が 〇〇〇m²、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況に
つきましては 〇〇〇〇が宅地、 〇〇〇〇が雑種地でございます。
願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に
〇〇〇〇、 〇〇〇〇さんでございます。

こちらについては、積雪により現地確認が不可能であることから、地域の
農業委員である原田会長に、 〇〇〇〇は農業用倉庫、 〇〇〇〇は農機等
の駐車場として利用されていることを確認しております。また、農地台帳も
同様に現況地目が 〇〇〇〇は宅地、 〇〇〇〇は雑種地となっております。

また、2025年1月23日、森委員、渥美委員が航空写真と農地台帳により
確認審査し、農地採草放牧地以外であると判断したものです。
場所につきましては、3ページの図1のとおりでございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 8 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 26 日

会議録署名委員

14 番 小島敏人

1 番 竹内厚子

議長 原田真博